

立憲民主党 つながる本部 & 障がい・難病PTヒアリング
「新型コロナウイルス感染症第3波 政治には私たちが見えていますか？」

新型コロナウイルス関連 DPI日本会議要望



DPI日本会議事務局長 佐藤 聡

団体紹介 DPI日本会議

- 1981年DPI(国際組織)結成 (シンガポール)
- 1986年DPI日本会議結成
- 全国94の加盟団体
- ①障害当事者の運動
「われら自身の声」
- ②障害の種別を超えて活動
(精神・知的・身体)
- ③障害者の権利運動
地域生活、バリアフリー
インクルーシブ教育
権利擁護、雇用・労働
障害女性、国際協力
尊厳性 など



要望項目

1. 既存の制度について

- (1) 生活介護など通所施設
- (2) 入院加療でのヘルパー利用
- (3) 雇用調整助成金

2. 特別措置が必要なもの

- (1) 在宅勤務での重度訪問介護の利用
- (2) 在宅での医療・介助体制の充実
- (3) 高齢者・障害者への適切な医療の提供

3. その他重要課題

- (1) 障害者差別解消法 3年後の見直し
- (2) 生殖補助医療法案 第3条4項の削除

I. 既存の制度①

1. 生活介護など通所施設

- 3密対策を実施しつつ、運営を維持するために、定員と人員配置基準の緩和をお願いします。

I. 既存の制度②

2. 入院加療でのヘルパー利用

- *重度訪問介護利用者が、新型コロナ以外の病気等で入院加療が必要となった場合、病院がヘルパーの出入りを拒否される事例あり。

*区分6は入院中のヘルパー利用可能

- 介助の必要な重度障害者には、介助に慣れたヘルパーが不可欠です。一律に拒否することなく、工夫して入院中のヘルパー利用を可能にしてください。

1. 既存の制度③

3. 雇用調整助成金

- 来年2月までの延長が決まりました。
- 今後も新型コロナウイルス感染症の拡大が続く場合は、さらなる延長をお願いします。

Ⅱ. 特別措置が必要なもの①

Ⅰ. 在宅勤務等での重度訪問介護の利用

- コロナ禍でテレワークが広がっています。
- 重度障害者によっては、在宅で働くために介助者が不可欠の人もいます。重度訪問介護の在宅勤務での利用を認めてください。

Ⅱ. 特別措置が必要なもの②

2. 在宅での医療・介助体制の充実

- 日常的に介助が必要な障害児者が感染して自宅療養となった場合や、介護を担っていた家族が入院し介助ができなくなった場合は、在宅で適切な医療と介護サービスを受けられるようにしてください。
- 在宅医療チームや、在宅介護応援チームの派遣等の仕組みが必要です。

Ⅱ. 特別措置が必要なもの③

3. 高齢者・障害者への適切な医療の提供

- 高齢者や重度障害者の入院を拒否したり、治療を後回しすることがないよう、しっかりと監視してください。
- さらに、医療機関や介護事業所へのより一層の支援をお願いします。

Ⅲ. その他重要課題①

Ⅰ. 障害者差別解消法 3 年後の見直し

- 内閣府障害者政策委員会では本年 6 月に「障害者差別解消法の施行 3 年後見直しに関する意見」をまとめました。
- ぜひとも、来年の通常国会で、法改正をお願いします。
- ①法の対象範囲に家族・関係者を含める、②民間事業者の合理的配慮を義務化する、③障害女性の複合差別について規定する、④ワンストップ相談窓口と担当課長連絡会議をぜひとも創設してください。
- さらに、2011 年以降見直されていない障害者基本法の改正もお願いします。

Ⅲ. その他重要課題②

2. 生殖補助医療法案 第3条4項の削除

- 「生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする」
- これは、心身ともに健やかでなければ存在する意義がないという障害者の存在を否定する優生思想に連なるもの。削除をお願いします。

障害者差別解消法の見直しを！

Nothing about us, without us!

